

# 学校いじめ防止基本方針

学校 法人名	純真学園	
学校名	純真高等学校	
担当者	鳥飼 俊輔	TEL 092-541-9710

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校では、いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針等を基本として、以下のことを目標とする。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかし未だにいじめは存在し、様々な事案が発生している。したがっていじめから一人でも多くの子どもを救うために、教師全員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」「いじめほど子どもにも、どの学校にも起こりうる」という意識を持ち、また生徒にもその気持ちを育成し、いじめ防止といじめ根絶に全力で取り組むものとする。

## 2 本校におけるいじめの定義と理解

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。と法律の中で定義されている。しかし、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応する必要がある。

「一定の人間関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

いじめの対応に当たっては、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめがあったという認の下で当該生徒と接するとともに、全面的に支援する。

また、学校にあっては生徒間のトラブルをすべて法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、教育的配慮を入れながら、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、より良い人間関係を築けるよう指導する必要がある。

### 3 いじめの未然防止・早期発見

いじめを未然に防止するためには、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と強調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる生徒を育てる必要がある。具体的には教育活動全体を通じて以下のことを推進していく必要がある。

- ・全ての生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の推進  
人権教育との連携と充実
- ・生徒の豊かな情操や道德心の向上
- ・心の通う人間関係を構築する能力の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・教師がいじめ防止に対して広く細かなアンテナを張る
  - ◎遅刻や欠席等急激な動態の変化がないか確認する。
  - ◎ホームルームや授業開始時に呼名し、顔を見て出欠を確認する。
  - ◎服装の乱れや、校舎内の破損箇所がないか確認する。
  - ◎授業中、昼休みの巡回を実施する。
  - ◎家庭との連携（友人が変わる、帰りが遅くなる、金遣いが荒くなる等の家庭状況）
  - ◎校内生活（友人の変化、遅刻、言葉遣い）
  - ◎定期的なアンケート調査（部活動を含む）
  - ◎部室の管理（整理整頓と定期的なチェック）
  - ◎教育相談の実施
  - ◎ガイダンスルームの充実
  - ◎情報の授業を通してインターネットや携帯電話、スマートフォン等のマナー教育
  - ◎カウンセリングの実施
  - ◎スクールサポーターと連携する。
  - ◎いじめ防止等のための職員研修を8月に実施する。

### 4 いじめに対する措置

疑いのある時点で、非常勤講師等を含め担任から学年主任・生徒指導部・管理職への報告と情報の共有をおこなうものとする。部活動内でのいじめの対応については、顧問・外部コーチ・部活動指導員からの発見・通報があった場合は、生徒指導部また、当該クラスの担任・学年主任と情報共有を行い、管理職へ報告を行うものとする。具体的にいじめの発見・通報を受けた時の対応としては、特定の教職員で抱え込

まず、速やかに組織的に対応する。直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳しく事情を聴く。場合によってはクラスメートや第三者からも事情を聴く。保護者にも直ちに報告する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒が、以降安心して学校生活を送れるよう配慮する。

次にいじめたとされる生徒に対しても、詳しく事情を聴き、保護者へ報告する。学校を仲介として双方の保護者・生徒の仲裁、謝罪、和解を目指す。

調査した内容をもとに生徒指導部会議、補導委員会を開き、最終的に学校長の決定により懲戒を含め指導する。

ネット上のいじめの対応としては、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

また家庭でも携帯電話のフィルタリングや使用時間の制限・管理など協力してもらおう。

## 5 いじめの解消

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## 6 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28号関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合        などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

## 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合は、直ちに学校の設置者（学校法人）に報告し、学校の設置者はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。それと同時に県知事へ報告する。

調査の主体は学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合がある。学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した場合は速やかに組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織は「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることもある。

## 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかと向き合おうとする姿勢で、学校の設置者又は学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

## いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する等)

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。さらに、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

## いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

### (自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、自殺防止に資する観点から背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

## 7 調査結果の提供及び報告

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われたどのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。また、適時適切な方法で、経過報告を行うものとする。これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことは行わない。また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うことが必要である。この調査結果については県知事に報告をする。場合によっては調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこともある。

### 学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び学校の設置者の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

法、国・地方の基本方針、本ガイドライン及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。

特に、再発防止の観点からは、法第 28 条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理することが重要である。

### 対象児童生徒・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出

調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示し、速やかに提出を行うものとする。

## 8 学校評価による取組の達成目標や評価方法等

本校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならないものとする。第三者委員会等に評価をしてもらうこととする。

### いじめ防止等の対策のための組織

#### 組織の構成員等

組織の名称		いじめ防止対策委員会		
組 織 の 構 成 員	教 職 員	職名等	校内での役職名	氏名
		校長		小澤 俊太郎
		校長補佐		熊本 利秀
		副校長		的野 陽
		教頭		太田 めぐみ
		教諭	生徒指導部 部長	鳥飼 俊輔
		教諭	生徒指導部 副部長	川野 薫
		教諭	包括支援部 部長	坪根 幸子
		養護教諭	包括支援部 副部長	西 紗友梨
		助教諭	看護科主任	深牧 敬子
		教諭	一学年主任	富田 昭博
		教諭	二学年主任	吉永 砂織
		教諭	三学年主任	村上 晃子
	外部専門家等		スクールカウンセラー	梅田 野枝

※いじめ防止対策委員会は月1回月末の最終月曜日に実施する。

いじめ未然防止等の年間指導計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	職員研修	評価・分析
4月	学級・学年づくり 人間関係づくり	カウンセリング 相談箱設置	方針・指導計画 の作成	相談箱確認
5月	学級・学年づくり 人間関係づくり	カウンセリング 相談箱設置		相談箱確認
6月	学級・学年づくり 人間関係づくり	カウンセリング 相談箱設置		相談箱確認
7月		いじめアンケート カウンセリング		アンケート分析 1学期まとめ
8月		カウンセリング	職員研修	
9月	学級・学年づくり 人間関係づくり	カウンセリング 相談箱設置	2学期の計画	相談箱確認
10月	学級・学年づくり 人間関係づくり	カウンセリング 相談箱設置		相談箱確認
11月		カウンセリング 相談箱設置		相談箱確認
12月		いじめアンケート カウンセリング	職員研修	アンケート分析 2学期まとめ
1月	学級・学年づくり 人間関係づくり	カウンセリング 相談箱設置	3学期の計画	相談箱確認
2月		いじめアンケート カウンセリング 相談箱設置		相談箱確認 アンケート分析
3月		カウンセリング		3学期まとめ